

高知憲法速報

No.188 2009. 3. 6

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

憲法会議街頭宣伝署名 3月9日に

別項の様にアフガン、イラク、パレスチナ、ソマリアを結ぶ平和集会が3月19日夕方開かれることになりました。月1回と決めた憲法会議の街頭宣伝の日とぶつかります。何人かと相談して急遽3月9日に変更することにしました。お忙しい中ではありますがご協力ください。

3月9日(月)午後5:30~帯屋町グリーンロード

イラク・アフガン・パレスチナに平和を

3・20 ワールドピースナウ 高知県集会

アフガニスタン戦争から7年余、3月20日でイラク戦争開戦から6年が経ちます。イラクでは100万人ともいわれる市民が犠牲になり、アフガニスタンでも戦闘が激化して市民の犠牲も増え続けています。イラクからの米軍と多国籍軍の早期撤退、アフガン戦争の早期終結を望みます。昨年暮れからイスラエルが行ったパレスチナ・ガザ地区への攻撃で1300人以上の死者を出しました。この野蛮な殺戮を許すことはできません。日本政府はイラクから自衛隊は撤収させましたが、アフガン空爆に向かう米艦への給油は続けています。今またソマリア沖の海賊対策と称して海上自衛隊の派遣を決定し、武器使用基準を拡大する新法も準備しています。日本政府の戦争協力を止めさせ、海外派兵恒久法にも反対しなければなりません。

高知県平和委員会と高知県平和運動センターの共催で集会と街頭行動が計画されました。

3月19日(木)ワールドピースナウ高知県集会

午後6時~ 高知市役所前 集会後デモ行進

3月20日(金・祝)ワールドピースナウ街頭行動

平和運動センター 10:30~中央公園北口

平和委員会 13:00~イオンモール高知北側

集会スローガン -武力で平和はつukれない-

@アフガンから多国籍軍の撤退を

@イラクから占領軍の早期撤退を

@いますぐパレスチナに平和を

@ソマリア沖への自衛隊派兵反対

@自衛隊は戦争協力するな

@自衛隊海外派兵恒久法を作るな

2・24 岡山地裁イラク派兵差し止め訴訟判決

2月24日、岡山地方裁判所で「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」の判決が出されました。判決主文は、原告の訴えの「全部却下」(慰謝料請求のみ「棄却」)。結論だけ見れば原告敗訴ですが、「当裁判所の判断」という部分で、平和的生存権について、名古屋高裁判決よりさらに踏み込んだ判断を示しており注目されます。

まず、「平和的生存権が法規範性を有することについては既にほぼ異論をみないところ」と指摘。

「平和的生存権は日本国憲法の基本的人権であり、裁判所が法令審査権を行使するに当たり、本文と同様に依るべき裁判法規範性を有する」と認定。国から挙げられていた平和的生存権否定の論拠をことごとく否定し、次のように結論しています。

「平和的生存権については、法規範性、裁判法規範性を有する国民の基本的人権として承認すべきであり、…平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であり、憲法9条はその制度規定、憲法第3章の各条項はその個人人権規定とみることができ、規範的、機能的には、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、またこれが具体的に侵害された場合等においては、不法行為法における非侵害法益として適格性があり、損害賠償請求ができることも認められるべきである」。平和的生存権を具体的権利として認定した名古屋高裁判決を一步進めて三つの具体的例示も行いました。

判決の評価は、原告の間で割れているといい、控訴するかどうかは不明です。

(水島朝穂「今週の『直言』」3月2日付より)